

# 北海道北見商業高等学校いじめ防止対策等に係る基本方針

## ○いじめ「しない」「させない」「許さない」

~~~~~思いやりあふれる生徒の育成を目指して~~~~~

### I いじめ防止対策の基本方針の策定

平成 25 年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成 26 年 4 月、道においては、「北海道いじめ防止等に関する条例」を施行するとともに、平成 26 年 8 月には、いじめの防止のための基本的な方向や具体的な内容をしめした「北海道いじめ防止基本方針」（平成 30 年 2 月改定）を策定し、これまで、学校、家庭、地域社会、行政が一体となっていじめ防止等に係る取組みを推進してきた。本校においては、これらを実施するための校内体制について定め、安心・安全な学校作りを推進することとする。

### II いじめ防止対策の基本方針

#### (1) いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法第 2 条により、次のとおり定義する。

|                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) いじめの具体的な様態

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### (3) 基本方針

「いじめは、どの生徒にも、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、いじめ防止のための対策を次の基本方針として定める。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ②全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ行為は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が理解できるよう指導する。
- ③いじめの問題への対応では、生徒一人一人の個性や状況等に応じた指導の徹底や、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身に付けさせるなど、望ましい集団作りに努める。
- ④いじめの問題への対応は、保護者と十分な連携を取りながら信頼関係を構築し行うことに努めるとともに、必要に応じて、外部機関や関係諸機関との連携を図ることとする。
- ⑤いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つであるため、一人の教職員が抱え込むことがないように、学校全体で対応するための組織作りに努める。また、教職員のいじめに関する認識や指導方法等に差異が生じることのないように、研修会等を通して、共通理解に努める。

### III いじめ防止対策のための組織

#### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止やいじめに関する対応を組織的に行うため、校内に『いじめ防止対策委員会』を設置する。

#### (2) いじめ防止対策委員会の構成

◎教頭 ○生徒指導部長 ・教育相談担当 ・各学年主任

必要に応じて、担任・部活動等顧問・養護教諭や外部関係機関を参集する。

### (3) いじめ防止対策委員会の役割

『いじめ防止対策委員会』は、生徒指導部等と連携を図りながら、次の各項目の実施について統括する。

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ②いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。
- ③いじめの問題への対応に必要な情報の共有と収集及び記録を行う。
- ④いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際の緊急会議の開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤被害生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランを策定し、実施する。
- ⑥支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応を行う。
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく企画と計画的な取組みを行う。
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行）を行う。
- ⑨学校いじめ防止基本方針の内容が生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組みを行う。
- ⑩いじめに係る相談や通報の窓口であることなどを周知する。

## IV 未然防止

### (1) いじめの未然防止

- ①いじめを「しない」「させない」「許さない」学校・学級づくり・いじめを生まない環境の醸成
  - 生徒に、自他の意見に相違があっても、お互いに認め合いながら課題を克服する力を育む。
  - 生徒に、相手等への影響を考慮して円滑にコミュニケーションを図ろうとする力を育む。
  - 全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりを行う。
  - 生徒が他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりに取り組む。
  - 生徒個々に必要な資質能力（・好ましい人間関係を構築できる社会性・規範意識・自他の生命を尊重する心・将来の夢を持ち、その実現に挑戦しようとする意欲）を育む。
- ②教職員の責務
  - 生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築く。
  - 生徒の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりを持つ。
  - 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう細心の注意を払う。
- ③特に配慮が必要な生徒（例）
  - 発達障がいを含む障がいのある生徒。
  - 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国に関わりのある生徒。
  - 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒。
  - 災害等により避難している生徒等。

### (2) いじめの未然防止に向けた取組み

- ①いじめの未然防止に向けた指導の留意点
  - いじめの芽は、どの生徒にも生じ得ることから、全生徒を対象とする。
  - いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめと正面から向き合えるよう、指導内容を工夫する。
  - いじめの傍観者とならず、勇気を持って教職員へ報告する等、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える。
- ②いじめの未然防止に向けた指導の方向性
  - 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
  - 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
  - 学習やその他の活動において、自己有用感や自己肯定感を高める取組みを推進する。
  - 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育に取り組む。
  - 発達の段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動を行う。
  - 教育活動全体を通じた人権に関する教育を行う。
  - 生徒が自主的にいじめの防止に取り組む活動を推進する。

### (3) 学校いじめ防止プログラムの策定

- ①事前準備
  - 客観的な指標（繰り返し収集できる比較可能な形の数値）を用いる等して、自校の生徒の実態や保護者のニーズを把握する。
  - いじめの未然防止に繋がる取組を精査し、整理を行う。

## ②課題と目標の設定

○自校生徒の実態に基づき、「課題」を設定するとともに、好ましい生徒の姿をイメージしながら、「課題」を克服し年度内に達成させたい「目標」を設定する。

## ③取り組みの設定

○目標の達成に向けた取組を事前準備で精査した活動内容から決定し、実践へつなげる。

## V 早期発見・事案対処

### (1) いじめを見逃さない体制づくり

#### ①積極的な認知

○いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。

#### ②組織的な対応

○全ての教職員に対し、いじめ防止対策委員会による対応が速やかに行われるよう、方針の周知・徹底を図る。

○教職員は、いじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を速やかに報告し、情報の共有を図る。

○学校は、家庭や関係機関等と適切な連携を図る。

#### ③適切な対処

○学校は、いじめを受けた生徒といじめを通報した生徒の安全確保を優先させる姿勢で対応する。

○学校は、保護者とともに、いじめたとされる生徒に対し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導する。

### (2) いじめの早期対応の具体的取組

#### ①いじめ実態調査アンケートの実施

年3回（6月、11月、2月）実施し、状況を把握するとともに、報告があったものについては速やかに聴取を行い、いじめ防止対策委員会と連携して対応する。また、アンケートの結果をいじめ防止対策に活かす。

#### ②ネットパトロールの強化

計画に基づき、ネットパトロールを定期的実施し、情報の収集に努める。

#### ③相談窓口の充実と活用

○いじめ防止対策委員会等と連携し、相談窓口の設置と相談活動の充実を図る。

○教育支援ツール等のデータを活用し、情報の収集を図る。

#### ④個人面談の実施と効率化

○現在、各学年・分掌で別々に行われている個人面談の内容を精査し、内容の重複をなくす工夫を図るとともに、情報の共有システムを構築し、面談の効率化を図る。

○個人面談を行う場合に、いじめに関する状況を確認できる質問事項等を含めることで早期発見を図る。

○いじめに関する面談・相談については、特に周囲に気付かれないように配慮する。

（放送で名指して呼んだりすることは避ける）

#### ⑤情報集約・共有のシステム作りを進める

いじめに関する情報や対応の状況を全教職員が把握できるように、情報の集約及び共有が速やかに行えるシステムを構築する。

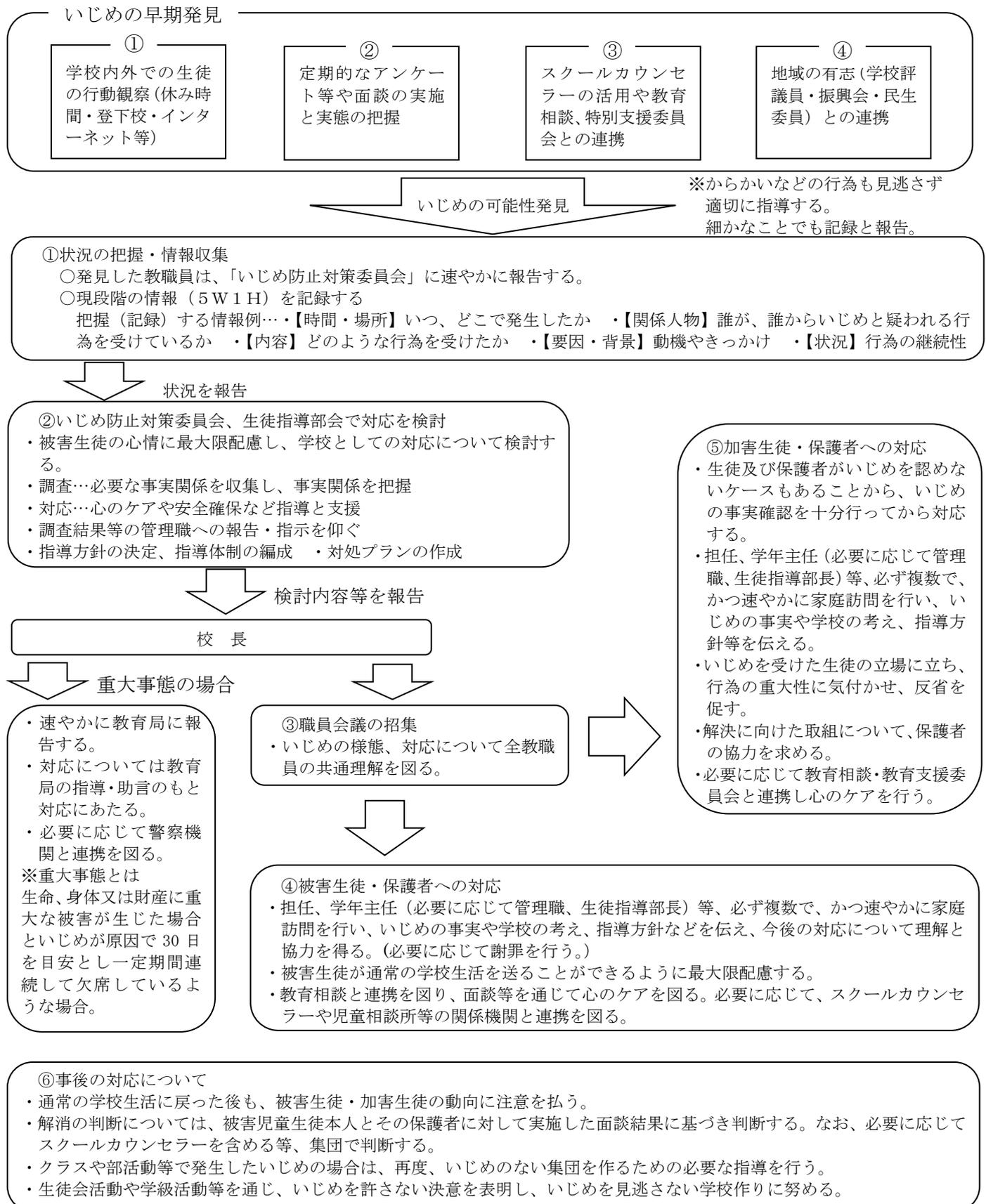
#### ⑥特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携を密にし、情報の収集を図るとともに、生徒が持つ個々の課題をサポートする体制を整える。

### (3) 組織的な対応の流れ（フロー図）

いじめに係る情報を得た教職員は、抱え込まず、確実に「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な対応に繋げる必要がある。次のフロー図を参考にし、教職員間で組織的な対応の流れについて確認しておくことが重要である。

## いじめ対応フローチャート

文部科学省が定めるいじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」で、「いじめか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。」としている。



| 月   | 実施事項・取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 対応者                                                                        | 備考 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学式後の学校概要説明において、保護者に対していじめに関する本校の方針を明示</li> <li>P T A総会、保護者懇談会等ではじめに関する本校の方針を明示</li> <li>L H R、集会、生徒会行事など活用し、また生徒指導部だよりを発行し、全校生徒に対していじめに関する本校の方針を明示</li> <li>1学年校外研修において、ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンター等の初歩的なコミュニケーショントレーニングを実施</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第1回）</li> </ul> | 生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>1学年<br>生徒指導部                                    |    |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導に関する職員研修（第1回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         | 生徒指導部                                                                      |    |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回いじめ実態調査アンケート（要局報告）</li> <li>個人面談（アンケート結果を受けて）</li> <li>いじめ問題への取組状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第2回）</li> </ul>                                                                                                                                                  | 生徒指導部<br>各学年<br>生徒指導部<br>いじめ防対委                                            |    |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題への対応状況調査（要局報告）</li> <li>学校祭事前指導</li> <li>防犯教室</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        | 生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部                                                    |    |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第3回）</li> <li>いじめ対策取組状況アンケート（第1回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | いじめ防対委<br>いじめ防対委                                                           |    |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第4回）</li> <li>体育大会事前指導</li> <li>生徒向けリフレクションシートの実施（第1回）</li> <li>教員向けリフレクションシートの実施（第1回）</li> </ul>                                                                                                                                                       | いじめ防対委<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部                                          |    |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題への対応状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第5回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | 生徒指導部<br>生徒指導部                                                             |    |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回いじめ実態調査アンケート（要局報告）</li> <li>個人面談（アンケート結果を受けて）</li> <li>いじめ問題への取組状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ問題への対応状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第6回）</li> </ul>                                                                                                                     | 生徒指導部<br>各学年<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>いじめ防対委                                   |    |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート（生徒・保護者）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第7回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              | 総務部<br>いじめ防対委                                                              |    |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第8回）</li> <li>いじめ対策取組状況アンケート（第2回）</li> <li>生徒向けリフレクションシートの実施（第2回）</li> <li>教員向けリフレクションシートの実施（第1回）</li> <li>生徒指導に関する職員研修（第2回）</li> </ul>                                                                                                                 | いじめ防対委<br>いじめ防対委<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部                                |    |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第9回）</li> <li>第3回いじめ実態調査アンケート</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                | いじめ防対委<br>いじめ防対委                                                           |    |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談（アンケート結果を受けて）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第9回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              | 生徒指導部<br>各学年                                                               |    |
| 備考  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援ツール（アセス・ほっと等）を活用した調査・面談等を年2回程度実施</li> <li>生徒指導部だよりの発行（月1回以上）</li> <li>ロジカルシンキングトレーニングの実施</li> <li>ネットパトロール（月1回以上）</li> <li>インターネット利用に関する安全教室</li> <li>スクールカウンセラー来校</li> <li>思いやりのある心を育むための活動（標語・ポスター含む）</li> </ul>                                               | いじめ防対委<br>各学年<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>特支コーディネーター<br>生指部・生徒会 |    |